

統計課資料第1093号  
平成15年3月刊行

平成13年事業所・企業統計調査

# 宮城県の実業所

平成13年10月1日現在  
(2001年10月1日現在)

宮城県企画部

# 利用に当たって

## 1 調査の概要

### 1 - 1 調査の目的及び沿革

事業所・企業統計調査は、個人経営の農林漁業等を除く、「製造業」、「卸売・小売業、飲食店」、「サービス業」など全国の事業所を対象として、事業の種類、経営組織、従業者数などを調査し、我が国の事業所の地域別、産業別、従業者規模別などの分布を明らかにして、国を始め、都道府県、市町村における各種施策のための基礎資料を提供するとともに、事業所を対象とする各種統計調査のための母集団を提供するものである。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として昭和22年に第1回調査が、次いで昭和23年に第2回調査が行われ、以後昭和56年調査までは3年毎に実施されてきたが、昭和61年調査からは5年毎となった。今回の調査は、企業活動の多角化、企業再編の活発化及び企業活動における情報化の進展等を踏まえ、企業グループの構造、電子商取引の状況等、企業関連項目の充実を図って実施された調査で、平成13年調査は第18回目に当たる。

### 1 - 2 調査の期日及び範囲

調査期日（平成13年10月1日）現在、我が国に所在する全ての事業所（物の生産又はサービスの提供が業として行われている個々の場所）を対象とした。

ただし、次の事業所は対象外とした。

- (1) 「日本標準産業分類」（平成5年10月総務庁告示第60号）における「大分類A - 農業」、「大分類B - 林業」、「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所並びに「小分類番号 741 家事サービス業（住み込みのもの）・742 家事サービス業（住み込みでないもの）」及び「中分類96 - 外国公務」に属する事業所。

なお、この調査において「企業」とは、民営事業所のうち経営組織が、

株式会社，有限会社，合名会社，合資会社及び相互会社をいう。

- (2) 収入を得て働く従業者がいない事業所
- (3) 休業中で，従業者がいない事業所
- (4) 季節的に営業する事業所で，調査期日現在に従業者がいないもの
- (5) 家事労働の傍ら，特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

### 1 - 3 調査の単位

原則としては，1区画の場所で単一の経営者が事業を営んでいる事業所を調査単位とした。同一経営者が異なる場所で事業を営んでいる場合は，それぞれの場所毎に，1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は，経営者が異なる毎に1事業所とした。同一区画の場所か，同一経営かどうか不明瞭の場合には，同一の経営諸帳簿を有する範囲を1事業所とした。

### 1 - 4 調査の方法

調査は，甲調査及び乙調査に分けて実施した。

甲調査は民営の事業所を対象とした全数調査で，総務省統計局長 - 都道府県知事 - 市町村長 - 指導員（市部のみ） - 調査員の系統により，調査員が調査票を配布し，収集する方法により行った。

乙調査は，国及び地方公共団体の事業所を対象とした全数調査で，各省庁等の長，地方公共団体の長などを通じて調査を行った。

なお，独立行政法人は乙調査により調査した。

### 1 - 5 利用上の注意

- (1) 該当数字がないもの，及び増加率について分母が「0」で計算できないものは，「-」で表した。
- (2) 年率は，各回の調査の実施日が異なるため，次の式により算出した。

$$\text{年率（\%）} = \left\{ \left( \frac{N_1}{N_0} \right)^{12/m} - 1 \right\} \times 100$$

$N_i$  : 当該調査年の調査結果（事業所数，従業者数）

$N_0$  : 前回調査年の調査結果（事業所数，従業者数）

$m$  :  $N_i$  と  $N_0$  の間の月数

$m$  の値 昭和50年 = 32.5 昭和53年 = 37

昭和56年 = 36.5 昭和61年 = 60

平成3年 = 60 平成8年 = 63 平成13年 = 60

- (3) 増加率及び構成割合について，表章単位に満たないものは(0.0)で表した。
- (4) 統計表における市町村名頭部の番号は，市区町村コードである。
- (5) 平成8年及び平成13年調査の産業分類別の実数は，調査時点における「日本標準産業分類」(平成5年10月総務庁告示第60号)によった。  
(注：平成14年10月1日から新しい「日本標準産業分類」が施行されている。)
- (6) 前回平成8年事業所・企業統計調査は，平成8年10月1日現在で実施された。
- (7) 異動状況別の割合は，それぞれ次式により算出した。
- 存続事業所割合 = 存続事業所数 ÷ 当該調査事業所数 × 100
- 新設事業所割合 = 新設事業所数 ÷ 当該調査事業所数 × 100
- 廃業事業所割合 = 廃業事業所数 ÷ 前回調査事業所数 × 100
- (8) 廃業事業所の従業者数は平成13年10月1日現在のものである。
- (9) \*が付された産業分類項目名は，短縮したものである。正式な産業分類項目名は，産業分類一覧表(154～164ページ)を参照のこと。
- (10) 小数は，四捨五入の関係で，構成割合では個々を合計すると100%にならないものもある。
- (11) 昭和61年までの調査における仙台市の数値には旧泉市，旧秋保町及び旧宮城町を含んでいる。
- (12) この冊子に掲載した数値は，宮城県が独自に集計を行ったものである。

## 1 - 6 広域圏の範囲

広域圏の範囲は次のとおりである。

広域圏名	市	町	村	名											
仙南	白石市	角田市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	川崎町	丸森町	( 2 市 7 町 )					
仙台	仙台市 ( 青葉区 , 宮城野区 , 若林区 , 太白区 , 泉区 )	塩竈市	名取市	多賀城市	岩沼市	亘理町	山元町	松島町	七ヶ浜町	利府町	大和町	大郷町	富谷町	大衡村	( 5 市 8 町 1 村 )
大崎	古川市	中新田町	小野田町	宮崎町	色麻町	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	涌谷町	田尻町	小牛田町	南郷町	( 1 市 1 3 町 )
栗原	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	( 9 町 1 村 )				
登米	一迫町	登米町	東和町	中田町	豊里町	米山町	石越町	南方町	( 8 町 )						
石巻	石巻市	河北町	矢本町	雄勝町	河南町	桃生町	鳴瀬町	北上町	女川町	牡鹿町	( 1 市 9 町 )				
気仙沼・本吉	気仙沼市	志津川町	津山町	本吉町	唐桑町	歌津町	( 1 市 5 町 )								

## 2 用語の解説

### (1) 事業所

イ 事業所とは、経済活動の場所毎の単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が単一の経営主体のもとで、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

物の生産及びサービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、一般に、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものが事業所である。

ロ 民営とは、国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいう。

### (2) 異動状況別事業所

#### 存続事業所

平成8年調査で把握された事業所で、平成13年10月1日にも現存している事業所をいう。

#### 新設事業所

平成8年調査日（平成8年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいう。

#### 廃業事業所

平成8年調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいう。

### (3) 経営組織

#### 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

## 法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

## 会 社

株式会社，有限会社，合名会社，合資会社，相互会社及び外国の会社。ここで，外国の会社とは，外国において設立された法人の支店，営業所などで，商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお，外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は，外国の会社とはしない。

## 会社以外の法人

法人格を持っているもののうち，会社以外の法人をいう。例えば，社団法人，財団法人，社会福祉法人，学校法人，医療法人，宗教法人，事業協同組合，農（漁）業協同組合，労働組合（法人格を持つもの），共済組合，国民健康保険組合，信用金庫，日本放送協会（NHK），各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

## 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば，後援会，同窓会，防犯協会，学会，労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

### (4) 事業所の産業分類

事業所が主に行っている事業（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）の種類により，原則として，日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）によって分類したものをいう。一部の小分類項目については，分割したものも小分類に含めて表章している。

## (5) 従業者

調査日現在，当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって，他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また，当該事業所で働いている人であっても，他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど，当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は，従業者に含めない。

なお，個人経営の事業所の家族従業者は，賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

### 個人業主

個人経営の事業所で，実際にその事業所を経営しているものをいう。

### 無給の家族従業者

個人業主の家族で，賃金・給与を受けずに，事業所の仕事を手伝っている人をいう。

なお，家族であっても，実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は，「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

### 有給役員

有給役員とは，法人，団体の役員（常勤，非常勤は問わない。）で，給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても，事務職員，労務職員を兼ねて一定の職務に就き，一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は，「常用雇用者」に含める。

### 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人，若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人，又は平成13年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

### 正社員・正職員

常用雇用者のうち，一般に「正社員」，「正職員」などと呼ばれている人をいう。

#### 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち，一般に「正社員」，「正職員」などと呼ばれている人以外で，「嘱託」，「パートタイマー」，「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

#### 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で，1か月以内の期間を定めて雇用されている人，又は日々雇用されている人をいう。

#### 派遣・下請従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者，在籍出向など，出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人のほか，下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

### (6) 本所・支所の別

#### 単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所

#### 本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所・支社・支店などがあって，それらの全てを統括している事業所

#### 支所(支社・支店)

他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受ける一方で，下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

### (7) 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいう。

### (8) 会社企業

経営組織が株式会社，有限会社，合名会社，合資会社及び相互会社で，

本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は，その事業所だけで(会社)企業となる。

なお，本報告書で「企業」とは，この会社企業をいう。

**(9) 企業産業分類**

企業単位の産業分類で，支所を含めた企業全体の主な事業の種類(企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により分類している。

**(10) 資本金額**

株式会社及び有限会社については資本金の額，合名会社及び合資会社については出資金の額，相互会社については基金の額をいう。

**(11) 親会社・子会社・関係会社・関連会社**

親会社

当該企業への出資比率が，50%を超える会社をいう。

子会社

当該企業の出資比率が，50%を超える会社をいう。

関係会社

当該企業への出資比率が，20%以上50%以下の会社をいう。

関連会社

当該企業の出資比率が，20%以上50%以下の会社をいう。

**(12) 会社成立時期**

商業(法人)登記簿謄本における会社成立の年月をいう。

**(13) 会社の合併・分割等の状況**

新設合併

2つ以上の会社の全てが解散して合体し，新たに会社を設立した場

合をいう。

#### 吸収合併

1つの会社が存続し，他の会社が解散して存続会社に吸収された場合をいう。

#### 分社・分割

会社組織の一部を分離又は分割し，新たな会社として設立した場合をいう。

#### 移 転

本所事業所が他の場所から現在の場所に移転した場合をいう。

#### 正式名称を変更

会社の正式名称(登記上の名称)を変更した場合をいう。

### (14) 電子商取引

電子商取引とは，インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいう。ただし，決済及び同一企業内の事業所間での商取引は，ここでいう電子商取引には含まれていない。

### (15) 電子商取引の内容

#### 受 注

物品，サービスの販売，配送，製造などの注文を受けること。

#### 発 注

物品，サービスの販売，配送，製造などの注文を発すること。

#### 配送等又はその手配

音楽映像メール新聞などのサービスの送信，物品の配送の手配をすること。

#### アフターサービス等その他

販売した物品，サービスのアフターサービスなど上記の「受注」，「発注」，「配送等又はその手配」に該当しない電子商取引